

令和6年

[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 田園住居地域内において、「延べ面積700m²、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができる。

→ 法別表第2（ち）（い）九号 令130条の4第二号
一号 郵便局500m²以内
二号 地方公共団体の支庁 老人福祉センター等 600m²以内

2. 近隣商業地域内において、「延べ面積1,000m²、地上2階建ての日刊新聞の印刷所」は、新築することができる。

→ 法別表第2（り）（ぬ）第二号
日刊新聞の印刷所、300m²以内の自動車修理工場は建てられる

3. 全ての用途地域内において、「延べ面積500m²、地上2階建ての地方公共団体の支所」は、新築することができる。

→ 法別表第2（い）第九号 令130条の4第二号
一号 郵便局500m²以内
二号 地方公共団体の支庁 老人福祉センター等 600m²以内

4. 用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内において、「延べ面積10,000m²、地上2階建ての店舗」は、新築することができる。

→ 法別表第2（か）
10,000m²以内なら建てられる